

沖縄県中小企業の振興に関する条例

Q & A

< 目次 >

【条例について】

Q 1	なぜ条例を制定するのですか？ -----	1
Q 2	沖縄県の条例はどのようなものですか？ -----	1
Q 3	他の都道府県で条例を制定しているところがありますか？ -----	2
Q 4	他県の条例と比較して沖縄県の条例の特徴はなんですか？ -----	2
Q 5	この条例によって沖縄県の中小企業施策が大きく変わるのですか？ -----	2
Q 6	この条例ができることによって中小企業者にはどんなメリットがありますか？ --	3
Q 7	この条例によって沖縄県の中小企業予算が増額されるのですか？ -----	3

【中小企業の範囲について】

Q 8	中小企業の定義は？ -----	4
Q 9	資本金と従業員の両方の基準を満たす必要がありますか？ -----	4
Q 10	パート労働者はどう扱うのですか？ -----	5
Q 11	会社役員は従業員に含まれますか？ -----	5
Q 12	農林漁業の扱いは？ -----	5
Q 13	N P Oの扱いは？ -----	6
Q 14	大企業の親会社から出資を受けている企業は？ -----	6

【条例について】

Q1．なぜ条例を制定するのですか？

A 沖縄県では、本土復帰以降、沖縄振興計画等による国の支援を得ながら、自立型経済の構築を目指して、観光・リゾートや情報通信関連、泡盛、健康食品など、沖縄の特性を活かし、今後の成長が期待できる産業の振興に取り組んできました。

その結果、観光客の増加や情報通信関連企業の誘致など、一定の成果を挙げてきたところですが、一方で、高い失業率や低い1人当たり県民所得など、依然として残された課題もあり、その解決に向けた取組が求められています。

これらの課題を解決していくためには、県内企業の99.9%を占め、県経済の成長や雇用確保の原動力となっている中小企業の活動が一層活発になっていくことが必要であり、中小企業者の役割は益々高まっていると認識しています。

このことから、県としては、これまで以上に中小企業関係者と緊密に連携し、中小企業の振興に関する施策を充実させ総合的に推進するため、「沖縄県中小企業の振興に関する条例」を制定することとしました。

Q2．沖縄県の条例はどのようなものですか？

A この条例は、県が中小企業振興施策を総合的に推進するため、中小企業の振興に関する基本的な方針を示すとともに、条例制定後、中小企業関係者と連携して施策を充実させていく方法を定めた条例です。

このため、中小企業や関係団体に対する規制、罰則等は規定していません。

条例の内容をシンプルに説明すると、

中小企業の役割が本県にとって非常に重要であることを改めて明記し、

中小企業の振興に関する基本理念を定め、県の責務及び中小企業者等の役割を明らかにするとともに、

県の中小企業施策の基本方針と施策の立案・実施に関する基本的な事項を定めた。

となります。

Q3 . 他の都道府県で条例を制定しているところがありますか？

A 埼玉県、千葉県など9道府県が条例を制定しています（平成20年3月末現在）。

条例を制定している道府県

- ・徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例（平成20年3月）
- ・奈良県中小企業振興基本条例（平成20年3月）
- ・青森県中小企業振興基本条例（平成19年12月）
- ・千葉県中小企業の振興に関する条例（平成19年3月）
- ・熊本県中小企業振興基本条例（平成19年3月）
- ・京都府中小企業応援条例（平成19年3月）
- ・福島県中小企業振興基本条例（平成18年10月）
- ・埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月）
- ・北海道創造的中小企業育成条例（平成9年4月）

Q4 . 他県の条例と比較して沖縄県の条例の特徴はなんですか？

A 沖縄県の条例は、法令や他県の条例を参考にしながら、島嶼県であること、小規模零細企業が多いこと等の事情を考慮して制定しています。

特に、本県の条例は、施策を定める際に中小企業関係者の意見を聴く手続を定めるなど、制定後にその趣旨を生かし施策を充実させるための「仕組み」として機能させることを重視しているところが特徴となっています。

Q5 . この条例で沖縄県の中小企業施策が大きく変わるのですか？

A この条例は、これまで県が実施している産業分野毎（縦割り）の施策を中小企業の経営の向上を図る視点で横断的に整理し、沖縄県の中小企業施策の基本方針として体系的に示したものとなっていますので、個別施策レベルで見るとこれまでの県の政策を大きく変えるものではありません。

但し、この条例によって、沖縄県は中小企業関係者の意見を聴いて施策に反映させる取組を毎年行っていきますので、より中小企業者のニーズに対応した内容で新規施策が立案されることや、既存施策が改善されることなどが期待できます。

Q6 .この条例によって中小企業者にはどんなメリットがありますか？

A 中小企業の役割の重要性や、振興の基本的な考え方について、県、中小企業者、中小企業関係団体などの関係者が認識を共有することにより、中小企業振興に対する県内全体の意識が高揚し、取り組みが拡大することが期待されます。

また、県が取り組む事項については、

- ・ 中小企業施策の策定にあたり中小企業者等の意見を聞く取組を毎年実施していくことにより、中小企業者等と県との連携が深まり、中小企業者にとってより効果的な施策となること。
- ・ 地域の活性化への寄与、小規模企業者への配慮等、中小企業施策を実施する上で配慮すべきことを規定することにより、地域や小規模企業のニーズにあった中小企業施策を推進する意識が高まること。
などの効果が考えられます。

Q7 .この条例によって県の中小企業予算が増額されるのですか？

A 条例第12条で、「県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。」と規定しています。

この規定は、県が実施する中小企業振興施策に必要な財政上の措置を講ずる「努力」を県に求めるものであり、今後、県は中小企業施策に必要な予算の確保に努めることとなります。

但し、県の予算は中小企業支援のほか、医療・福祉、教育、防災など、県が担う様々な分野の施策を総合的に調整して措置されるものですので、この規定を根拠として、県の中小企業関連予算が定額の枠配分のような形で確保されることや、予算の増額が保証されるものではありません。

【中小企業の範囲について】

Q8 中小企業の定義は？

A この条例では、「中小企業者」を、中小企業支援法の規定を参考に以下のように定めています。

主たる事業として 営む業種	資本金 又は出資総額	常時使用する 従業員数
1．製造業、建設業、運輸業その他業種 (2から7の業種を除く。)	3億円	300人
2．卸売業	1億円	100人
3．サービス業(6及び7の業種を除く。)	5千万円	100人
4．小売業	5千万円	50人
5．ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円	900人
6．ソフトウェア業 又は情報処理サービス業	3億円	300人
7．旅館業	5千万円	200人

Q9 資本金と従業員の両方の基準を満たす必要がありますか？

A 資本金基準もしくは従業員基準のどちらかを満たせば大丈夫です。

Q10 パート労働者はどう扱うのですか？

A この条例の従業員基準では、労働基準法第20条に規定する「解雇の予告を必要とする者」を従業員として考えます。このため、正社員に準じた労働形態である場合には、パート労働者も従業員として扱います。

参考：労働基準法抜粋

(解雇の予告)

第20条 使用者は、労働者を解雇しようとする場合においては、少なくとも30日前にその予告をしなければならない。30日前に予告をしない使用者は、30日分以上の平均賃金を支払わなければならない。但し、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合又は労働者の責に帰すべき事由に基いて解雇する場合においては、この限りでない。

第21条 前条の規定は、左の各号の1に該当する労働者については適用しない。但し、第1号に該当する者が1箇月を超えて引き続き使用されるに至つた場合、第2号若しくは第3号に該当する者が所定の期間を超えて引き続き使用されるに至つた場合又は第4号に該当する者が14日を超えて引き続き使用されるに至つた場合においては、この限りでない。

- (1) 日日雇い入れられる者
- (2) 二箇月以内の期間を定めて使用される者
- (3) 季節的業務に四箇月以内の期間を定めて使用される者
- (4) 試の使用期間中の者

Q11 会社役員は従業員に含まれますか？

A 含まれません。個人事業者の事業主も含みません。

Q12 農林漁業の扱いは？

A 中小企業の定義を満たしていれば農林漁業者も中小企業者に含まれます。但し、農林漁業者向けの具体的な支援策については、農林水産関係部局の施策の方が充実している場合がありますので、国、県、市町村の農林水産担当部局にご確認下さい。

Q13 NPOの扱いは？

A この条例では、「事業を営む会社及び個人」を中小企業者と定義していますので、NPOは含まれません。

Q14 大企業の親会社から出資を受けている企業は？

A この条例上は特に規定はありませんが、中小企業支援に関する個別の法律や制度の中には、中小企業とならないことがありますので、具体的な基準については、各施策の担当部局にご確認下さい。